

平成 31 年度 事業計画（鹿児島支部）新旧対照表（案）

新（31 年度）	旧（30 年度）
(1) 基盤的保険者機能関係 ①現金給付の適正化の推進【業務 G】 ○ 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチームの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ○ 傷病手当金と障害年金<u>等と</u>の併給調整について、確実に実施する。 ②効果的なレセプト点検の推進【レセプト G】 【資格点検】 ○ 喪失後受診に対する取組み強化を図る。（事業主に対する遡及喪失による医療費返還発生の認識の徹底および該当者への周知の協力、早期回収の広報および指導、保険証の適正利用の啓発） 【外傷点検】 ○ 負傷原因届の提出勧奨強化を行い、回答の回収率向上を図る。 ○ <u>第三者行為届未提出者および支払遅延の損保会社、加害者へ早期回収のため文書・電話等による催告強化を図る。</u> 【内容点検】 ○ <u>レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。</u>	(1) 基盤的保険者機能関係 ①現金給付の適正化の推進【業務 G】 ○ 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチームの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ○ 傷病手当金と障害年金の併給調整について、確実に実施する。 ②効果的なレセプト点検の推進【レセプト G】 【資格点検】 ○ 喪失後受診に対する取組みを強化する。（事業主に対する遡及喪失による医療費返還発生の認識の徹底および該当者への周知の協力、早期回収の広報および指導、保険証の適正利用の啓発） ○ <u>喪失後受診に対する返納金で高額債権者については、初回納付書に保険者間調整の案内文書及び同意書を同封することで、早期の対策を行う。</u> 【外傷点検】 ○ 負傷原因届の提出勧奨強化を行い、回答の回収率向上を図る。 ○ <u>第三者行為届未提出者へ文書・電話等による届出提出の二次、三次催告を実施する。</u> ○ <u>支払遅延の損保会社および加害者へ早期回収のため文書・電話等による二次、三次催告を実施する。</u> 【内容点検】 ○ <u>システムを活用した効果的なレセプト点検を推進する。</u> ○ <u>点検員の査定事例の集約・共有化を図り、点検技術の向上に繋げる。</u>

- 勉強会の実施および支払基金との協議による点検員のスキルアップを図る。

《KPI》

- 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。
(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化【業務 G】

- 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化し、多部位・頻回の請求割合を減らす。

《KPI》

- 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合について対前年度以下とする。

④あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進【業務 G】

- 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。

⑤返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進【レセプト G】

- 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証

- 委託業者の査定事例等を活用し、新たな点検ノウハウの習得等を図る。

- 支払基金一次審査拡大に対する新たな点検方法や対策を確立させる。
- 支払基金との医療費適正化に対する連携を強化する。

《KPI》

- 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする
(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化【業務 G】

- 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化し、多部位・頻回の請求割合を減らす。

《KPI》

- 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合について対前年度以下とする

④返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進【レセプト G】

- 事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシなどの広報媒体や健康保

回収不能届を活用した電話催告等を強化する。

- 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整および法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率向上を図る。

《KPI》

- 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 95.4%以上とする。
- 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。
- 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年以下とする。

⑥サービス水準の向上【業務G】

- 支部のお客様満足度向上プロジェクトチームを活用し、さらなるサービス水準の向上に努める。

陰委員研修会等を通じ周知を行う。

- 保険証未回収が多い事業者へは文書、電話や訪問により、資格喪失届の保険証添付にて周知する。
- 文書による督促を月3回（同一人に対して2回まで督促）継続し、電話による督促を強化する。
- 保険証の適正使用周知のために資格喪失者のうち保険証未返還者の保険証不適正使用を防止するために返還督促を強化するなど、不適正受診を防止するための施策を行なう。
- 返納金等の各種債権について、新規発生分の早期回収に重点を置き、回収率の向上を図る。
- 喪失後受診者に対する債権の早期の納付勧奨を進める。
- 文書、電話、訪問催告を実施するとともに、法的手続き（支払督促、強制執行）による回収を積極的に実施する。
- 保険者間調整を積極的に活用し、未回収債権を減少させる。
- 過年度債権回収業務を外部委託することで、債権回収の強化を図り債権額の減少を図る。【特別計上予算分】

《KPI》

- 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 95.0%以上とする
- 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

⑤サービス水準の向上【業務G】

- 支部のお客様満足度向上プロジェクトチームを活用し、さらなるサービス水準の向上に努める。

○ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 《KPI》 ■ サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ■ 現金給付等の申請に係る郵送化率を<u>90.0%</u>以上とする。 ⑦限度額認定証の利用促進【業務G】 ○ 事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関や市町村と連携し、医療機関の窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。 《KPI》 ■ 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を <u>84.0%</u>以上とする。 ⑧被扶養者資格の再確認の徹底【業務G】 ○ 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨および未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 《KPI》 ■ 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>93.0%</u>以上とする。 ⑨オンライン資格確認の導入に向けた対応【レセプトG】 ○ <u>現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。</u> 《KPI》 ■ 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療	○ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 《KPI》 ■ サービススタンダードの達成状況を100%とする ■ 現金給付等の申請に係る郵送化率 <u>87.0%</u>以上とする ⑥限度額認定証の利用促進【業務G】 ○ 事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。 《KPI》 ■ 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を <u>83.0%</u>以上とする ⑦被扶養者資格の再確認の徹底【業務G】 ○ 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨および未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 《KPI》 ■ 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>93.0%</u>以上とする ⑧オンライン資格確認の導入に向けた対応【レセプトG】 ○ <u>医療機関における資格確認業務については、引き続き利用率の向上に向けて、職員による該当医療機関に利用勧奨を行なうなど、その効果を高めるための取組を実施する。</u> 《KPI》 ■ 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療
---	--

機関における利用率を 43.3%以上とする。

(2) 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

※第3期アクションプランの目標と同一

- I. 医療等の質や効率性の向上
- II. 加入者の健康度を高めること
- III. 医療費等の適正化

①事業所単位での健康・医療データ提供等〈I、II、III〉【企画総務G】

- 事業所の健康づくり等の取組の質を向上させる観点から、事業所単位での健康・医療データを見える化した事業所カルテ等を提供する。
- 県全体の医療費の動向や健診結果等を把握するため、保険者協議会などと連携し、国民健康保険等のデータも含めた医療費・健診データ等の分析を実施する。

②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉【保健G・企画総務G】

【上位目標】

- 人工透析を受ける人を減らす。人口1万対10.4→9.0人
- 脳血管疾患に罹患する人を減らす。入院外受診率 66%→45%

【中位目標】

- 特定保健指導対象者の減少率を18.2%から20%にする。
- 高血圧受診勧奨域の者（I度・II度 健診受診者リストより）を28年度より660人減らす。
- 高血糖受診勧奨域の者（健診受診者リストより）を28年度より400人減らす。

機関における利用率を 38.0%以上とする

(2) 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

※第3期アクションプランの目標と同一

- I. 医療等の質や効率性の向上
- II. 加入者の健康度を高めること
- III. 医療費等の適正化

①事業所単位での健康・医療データ提供〈I、II、III〉【企画総務G】

- 事業所カルテ・健康格付型バランスシートを活用し、事業主に視覚的にわかりやすい分析結果の提供を行い、健康経営の普及促進を図る。
- 保険者協議会などと連携し、国民健康保険加入者分も含めた医療費の共同分析を行い、分析した結果を支部事業に活用する。

②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉【保健G・企画総務G】

【上位目標】

35歳以上の加入者について、新規透析導入者の割合が26年度新規導入者割合を下回る。

【下位目標】

- 1. 生活習慣病予防健診など年1回の健診を受ける人が増える。（介入対象者の抽出と早期発見）
- 2. 高血圧・糖尿病・CKD受診勧奨対象者が健診結果データ等の0悪化による影響を認識し、医療機関を受診する人が増える。（適正治療による病状のコントロール）

- CKD 受診勧奨対象該当率を「2.9%から 2.5%」に減少させる。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

健診全体の実施率目標 55.5% (168,420 人)

- 被保険者 (40 歳以上)
(受診対象者数: 237,452 人)
・生活習慣病予防健診 実施率 53.0%
(実施見込者数: 125,850 人)
・事業者健診データ 取得率 11.0%
(取得見込者数: 26,120 人)
- 被扶養者 (受診対象者数: 65,800 人)
・特定健康診査 実施率 25.0%
(実施見込者数: 16,450 人)
- 健診の受診勧奨対策

<被保険者>

- ・生活習慣病予防健診未利用事業所への生活習慣病予防健診利用や事業者健診データ提供の勧奨、管理職・職員等による訪問勧奨、健診機関や市町村の健診スケジュールと連動した文書勧奨。
- ・被保険者本人への DM による勧奨。
- ・巡回健診体制の拡充 (休日健診可能機関の拡充)。

<被扶養者>

3. CKD 発症リスクであるメタボリックシンドローム改善に取り組み、健診結果データが改善する人が増える。(特定保健指導の推進、リスク保有者対策)
4. 従業員の健康管理を支援する事業所が増える。(事業所とのコラボヘルスにより、下位目標 1~3 の促進を図る)
5. 透析や CKD を知っている人や事業所が増える。(若年者や健診結果異常無し者など加入者全体への啓発と健康行動を促す)

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

健診全体の実施率目標 55.0% (161,390 人)

- 被保険者 (40 歳以上)
(受診対象者数: 228,013 人)
・生活習慣病予防健診 実施率 53.0%
(実施見込者数: 120,846 人)
・事業者健診データ 取得率 10.6%
(取得見込者数: 24,169 人)
- 被扶養者 (受診対象者数: 65,423 人)
・特定健康診査 実施率 25.0%
(実施見込者数: 16,375 人)
- 健診の受診勧奨対策

<生活習慣病予防健診>

- ・職員、健診機関・社会保険労務士・DMなどを活用した勧奨
及び事業者健診からの振替促進を図る。
- ・検診車を活用した巡回健診体制の拡充を図る。
- ・被保険者本人 (未受診) 対象とした受診勧奨により、
小規模事業所従業員等への周知徹底を図る。

・受診券未利用者への受診勧奨。

（無料健診会場・オプション健診PR）

・巡回健診会場の拡充。（ショッピングモール等）

＜その他＞

・社労士会、労働局、医師会、他職能団体と連携した勧奨業務の実施。

・鹿児島市と共同実施している特定健診得トククーポン事業の継続。

・健康宣言事業所と協力連携した被扶養者への受診動機づけ策の実施。

《KPI》

- 生活習慣病予防健診実施率を 53.0%以上とする。
- 事業者健診データ取得率を 11.0%以上とする。
- 被扶養者の特定健診受診率を 25.0%以上とする。

ii) 特定保健指導の実施率の向上

＜事業者健診データ取得＞

・労働局と協会けんぽとの連名通知発出による健診実施の積極的な推進とデータ提供の周知を図る。

・医師会、各業界団体等及び社会保険労務士との連携により、データ取得を促進する。

・取得勧奨に取り組む健診機関等に対して、通常分に上乗せした手数料を支払うことにより、勧奨取り組みの動機づけ向上と勧奨実施機関数の拡大を図る。

＜特定健康診査の実施率の向上＞

・対象者個人に確実に情報が届くよう、引き続き被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。

・医療機関との連携のもと、引き続き独自健診を実施し、被扶養者の自宅に日程等の案内を直接送付する。

・市町村が行うがん検診の日程等を上記の送付時に同封するなど、情報の提供と連携を強化する。

・引き続きオプション健診を実施する。

- 鹿児島市と連携し、社員の健康づくりに取り組む事業所に特典を与える「健康づくりパートナー」登録制度の普及と生活習慣病予防健診及び特定健診受診者に特典を与える「トク得キャンペーン」事業を展開する。（鹿児島市所在事業所と鹿児島市所在の医療機関・健診機関で受診した加入者のみが対象）

《KPI》

- 生活習慣病予防健診実施率を 53.0%以上とする
- 事業者健診データ取得率を 10.6%以上とする
- 被扶養者の特定健診受診率を 25.0%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上 及び平成 30 年度からの制度見直しへの

特定保健指導 全体目標 <u>24.2%</u> (<u>7,760</u>人) ○ 被保険者（受診対象者数：<u>30,698</u>人） ・ 特定保健指導 実施率 <u>25.0%</u> （実施見込者数：<u>7,675</u>人） （内訳）協会保健師実施分 <u>16.0%</u> （実施見込者数：<u>4,890</u>人） アウトソーシング分 <u>9.1%</u> （実施見込者数：<u>2,785</u>人） ○ 被扶養者（受診対象者数：<u>1,415</u>人） ・ 特定保健指導 実施率 <u>6.0%</u> （実施見込者数：<u>85</u>人） ○ 保健指導の受診勧奨対策 <u><被保険者></u> ・ <u>保健指導委託の拡充。（特に離島健診機関、事業者）</u> ・ <u>未利用事業所への利用勧奨。（受入れ困難事業所等への訪問勧奨を保健G、企画G、幹部と連携）</u> ・ <u>健康宣言、コラボヘルスと連動した保健指導の実施。</u> ・ <u>事業者健診データ提供依頼と合わせた特定保健指導実施スケジュール提案。</u> ・ <u>市町村や健診機関と協力連携し行う離島事業所への健康教育、保健指導の実施。</u> <u><被扶養者></u> ・ <u>利用券未利用者への巡回健診会場ならびに協会支部における特定保健指導の案内の強化。</u> ・ <u>市町村や健診機関と協力連携し、健康教育、保健指導を被保険者と合わせて実施。</u>	<u>対応</u> 特定保健指導 全体目標 <u>24.0%</u> (<u>7,354</u>人) ○ 被保険者（受診対象者数：<u>29,003</u>人） ・ 特定保健指導 実施率 <u>25.0%</u> （実施見込者数：<u>7,289</u>人） （内訳）協会保健師実施分 <u>17.0%</u> （実施見込者数：<u>4,931</u>人） アウトソーシング分 <u>8.1%</u> （実施見込者数：<u>2,358</u>人） ○ 被扶養者（受診対象者数：<u>1,637</u>人） ・ 特定保健指導 実施率 <u>4.0%</u> （実施見込者数：<u>65</u>人） ○ 保健指導の受診勧奨対策 <u><協会けんぽ保健師等による保健指導></u> ・ <u>支部長・部長による事業所への利用勧奨を実施する。</u> <u>（健康宣言事業所への勧奨とあわせて）</u> ・ <u>事業者健診データ提供事業所への積極的な利用勧奨を実施する。</u> ・ <u>動機づけ支援相当対象者への保健指導等、効果的かつ効率的な保健指導手法への積極的な移行。</u> ・ <u>健康経営・コラボヘルスと連動した保健指導の実施。</u> ・ <u>離島対策：市町村の国保と健康増進課等、健診機関との連携を強化し保健指導の利便性向上を図る。</u> <u><保健指導委託機関の拡充と支援></u> ・ <u>巡回健診実施機会を用いた委託機関による保健指導の実施機会拡大。</u> ・ <u>初回面談分割実施機関の新規契約拡大に向けた積極的な</u>
---	--

<その他>

・被扶養者への健診・保健指導の周知強化が必要。イベントや宣言事業所等を通じて、健診による早期発見や早期予防の大切さを伝える広報や機会を設ける。

《KPI》

- 特定保健指導の実施率を 24.2%以上とする。

iii) 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,500人
(特定保健指導実施機会を活用した面談による受診勧奨含む)
- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
 - ・対象者数 100人／年（文書勧奨）
 - ・かかりつけ医と連携した保健指導 20人／年
- 県、市町村、医師会等と連携し、「CKD予防ネットワーク」の推進を図ることでCKD疾患の重症化予防、将来の医療費削減を目指す。
対象者 3,000人 受診率 9%目標

交渉と指導助言の実施。

- ・集客に課題の残る委託機関への支援を実施する。
- ・保健指導委託機関と連携した保健指導未利用事業所への健診当日保健指導も含めた周知の徹底。

○ 保健指導実施者のスキル等の向上

- ・初回中断率の保健師・管理栄養士間の差を是正する。
- ・支部内研修でのロールプレイと実践の振り返りを繰り返すことにより、スキルの定着を強化する。
- ・保健師等人材育成モデル実施による保健師・管理栄養士のOJTの実施。
- ・重症化予防に必要な保健指導スキル取得機会の設置。

○ 県、市町村と連携し、働く世代の健康づくりに関する共同事業に取り組む。(クーポン付健診など)

《KPI》

- 特定保健指導の実施率を 24.0%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,000人
(文書 800人 電話または面談 200人)
- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
 - ・対象者数 100人／年
 - 保健指導プログラム実施予定者数 10人
 - ・健診受診者のうちプログラム対象者への文書による病院受診勧奨と保健指導を実施。
 - ・病院受診確認後、保健指導の継続意思のある対象者について、協会支部よりかかりつけ医への保健指導継続についての相談を行い、連

《KPI》 ■ 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>12.0%</u>以上とする。 iv) <u>コラボヘルスの推進</u> ○ <u>健康宣言事業所数の更なる拡大を図るため、関係団体と連携してセミナー等を実施するとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対する支援を強化する。</u> ○ <u>事業所の健康づくり等の取組の質を向上させる観点から、事業所単位での健康・医療データが見える化した事業所カルテ等を提供する。(再掲)</u> ③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解度促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 【企画総務 G】 ○ <u>インセンティブ制度について、事業主及び加入者への更なる周知・広報を実施する。</u> ○ <u>事業主及び加入者等の健康リテラシーの向上を図るため、健康保険制度や健康づくりなどの情報を、広報紙・メールマガジン・ホームページなどを活用して提供する。また、関係団体と連携して、健康づくり</u>	<u>携した継続支援を行う。</u> <u>・生活習慣病予防健診実施機関、事業所、市町村国保、医師会、県等との連携を強め、加入者の受診と継続療養を支える環境整備に努める。</u> ○ 県、市町村、医師会等と連携し、「CKD予防ネットワーク」の推進を図ることでCKD疾患の重症化予防、将来の医療費削減を目指す。 ○ <u>「CKD予防ネットワーク」を活用し、県・市町村・医師会等と連携した事業を展開する。</u> 《KPI》 ■ 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>11.5%</u>以上とする iv) <u>健康経営（コラボヘルスの推進）</u> ○ 鹿児島支部で取り組む健康宣言事業（「健康経営力向上計画」）の拡大を図るため、健康宣言事業の一部見直しを行う。また、健康宣言事業所に対し従業員の健康づくりを支援していく。 ○ <u>健康宣言事業所の担当者を集めた意見交換会を開催し、事業所の取り組み状況や成果について情報共有を図るとともに、健康経営の取り組みを推進していく。</u> ③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解度促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 【企画総務 G】 ○ <u>新たに平成 30 年度から導入されるインセンティブ制度について、事業主及び加入者へ制度周知の広報を行う。</u> ○ <u>健康保険委員に向けた情報誌を四半期ごとに発行し、委員であることのメリットを感じさせるきめ細かな情報伝達を行なう。</u> ○ <u>マスメディア、公共交通機関広告などを活用した広報を行なう。</u>
--	---

に寄与するイベント等を実施する。

- 若年者等の健康保険制度や健康づくりに関する認識の向上を図るため、メディア等を活用した周知広報や出前授業を実施する。
- 健康保険委員活動の担い手を確保するために委嘱拡大への取り組みを実施するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、関係団体等と連携した研修会の開催や、広報誌等を通じた健康情報などの提供を実施する。

《KPI》

- 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。
- 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 41.3%以上とする。

④ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉【企画総務G】

- 県後発医薬品安心使用協議会へ参画し、関係機関と連携・情報共有を図るとともに、使用促進に向けての意見発信を行なう。
- ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスを、引き続き年度内に2回実施する。
- セミナー開催やジェネリック医薬品希望シールの配布を行い、加入者等への適切な広報を行なう。

- 経済団体や医療団体などへ積極的に働きかけ、広報誌等への掲載をしていただくことで周知広報を図る。
- 若年者向けの広報を強化するために、県全体の高等学校卒業生へ配布される記念新聞に記事を掲載して、健康保険制度についての周知広報を図る。また、将来医療分野での活躍が見込まれる看護学校など医療系学校の学生に対して、健康保険制度や適正受診、保険者の役割・財政状況等の理解を目的とした学校教育を実施する。
- 県・市町村や医師会・薬剤師会等鹿児島支部との間で協定締結を行なっている団体及び社会保険協会、各経済・医療団体などと共同して、講習会やイベントを活用した加入者の健康情報や医療費の適正化、各種広報、意見発信を行なう。
- 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した鹿児島支部の取組や、地域ごとの医療提供体制や健診受診率等を「見える化」した情報についてタイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールとして、ホームページ、メールマガジンを充実させる。

《KPI》

- 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする
- 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 37.5%以上とする

④ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉【企画総務G】

- 県後発医薬品安心使用協議会へ参画し、関係機関と連携・情報共有を図るとともに、使用促進に向けての意見発信を行なう。
- ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスを、引き続き年度内に2回実施する。
- セミナー開催やジェネリック医薬品希望シールの配布を行い、加入者への適切な広報を行なう。

○ 医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び調剤薬局関係者へ使用促進の働きかけを実施する。 ○ <u>関係団体等と連携してリーフレット等を作成し、メディア等を活用した効果的な広報を実施する。</u> 《KPI》 ■ 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を <u>83.0%</u>以上とする。 ⑤地域の医療提供体制への働きかけ〈I〉【企画総務 G】 <u>i) 意見発信のための体制の確保</u> ○ <u>医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者参加率の低い地域を中心に、必要な体制を確保（会議体への参画数拡大）するため、都道府県等に参画を要請する。</u> <u>ii) 医療費データ等の分析</u> ○ <u>協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、分析の質の向上を図る。</u> <u>iii) 外部への意見発信や情報提供</u> ○ <u>地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。</u> ○ <u>地域医療体制に関する加入者等の認知度の向上を図るため、アンケートの実施および関係団体と連携したリーフレットの作成・配布を行う。また、アンケート結果を地域医療構想調整会議等に提供し、加入者へのわかりやすい広報などを要請する。</u>	○ 医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び調剤薬局関係者へ使用促進の働きかけを実施する。<u>併せて、関係機関と連携した使用促進に向けた施策を実施する。</u> 《KPI》 ■ 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を <u>80.2%</u>以上とする ⑤<u>医療データの分析に基づく</u>地域の医療提供体制への働きかけ〈I〉【企画総務 G】 ○ <u>医療圏ごとの地域医療構想調整会議や各種審議会に参加するなどして、地域医療政策の推進に積極的に関与する。この際、可能な限り協会が収集・分析した地域ごとのデータなどを活用した意見を発信する。</u>
--	--

《KPI》

- 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 83.7%以上とする。
- 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。

(3) 組織・運営体制関係

① ○JTを中心とした人材育成【企画総務 G】

- ○JTを中心としつつ、効果的な研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。

② 事業の進捗管理の徹底【企画総務 G】

- 支部目標を達成するために、進捗管理の徹底を図る。また、日々の業務を通じ支部目標が達成できる組織運営を行う。

③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等【企画総務 G】

- 調達における競争性を高め、一者応札案件の減少に努める。

《KPI》

《KPI》

- 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 79.8%以上とする
- 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する

(3) 組織体制関係

① 人材育成等【企画総務 G】

- 本部主催集合研修やオンライン研修に積極的に参加し職員の育成を図る。また、支部独自研修の開催や通信教育講座の受講による自己研鑽を通し、自ら育つ職員の育成を図る。
- 戦略的保険者機能を発揮するために、統計分析のできる職員を育成する。
- 業務処理マニュアルに基づく審査等を徹底し、更なる生産性の向上に努める。

② 支部業績評価に向けた事業進捗管理【企画総務 G】

- 支部目標を達成するための個人目標を設定し、グループ長による毎月の進捗管理の徹底を図る。また、日々の業務を通じ支部目標が達成できる組織運営を行う。
- 業務の停滞や遅延を防ぐとともに、グループ内及びグループ間を超えた業務連携を図り、効率的な事業運営を図る。

③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等【企画総務 G】

- 全職員で経費節減に留意した取り組みを実施し、経費節減項目の効果を測定する。

■ <u>一般競争入札に占める一社応札案件の割合について、対前年度以下とする。</u> ④コンプライアンスの徹底【企画総務 G】 ○ <u>法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</u> ⑤リスク管理【企画総務 G】 ○ <u>大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。</u>	○ <u>支部全体で無駄を省き効率化できるものを検討し、実践していく。</u> ・ <u>一人1件以上の業務改善提案を行い、可能なことから見直しと改善を行う。</u>
--	---